

試験事業者登録制度 (JNLA制度) について



(独)製品評価技術基盤機構(NITE)
認定センター(IAJapan)

瀬田勝男

JNLAとは

(Japan National Laboratory Accreditation System)

- 工業標準化法（JIS法） **試験事業者登録（認定）制度**
 - 工業標準化法改正（1997年9月26日施行）により **導入**
 - 日本工業規格（JIS）に定められた製品試験を行う **試験所の登録（認定）制度**

4年の更新制

要求事項

ISO/IEC17025の明確化
(2004.6.6 JIS法改正)

- 試験事業者登録基準の国際整合化
 - 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準（**ISO/IEC17025**）に適合するものであること。
(登録要件：工業標準化法第57条第2項)
- 製品のJIS適合宣言、JISマーク認証制度に活用

試験所認定(登録)制度

★試験所認定は、

- 試験所の技術的適格性（特定の試験・校正：今回の場合はJIS C7801に規定された試験を実施する能力があるか）を評価
- 試験所に対して国際基準（ISO/IEC17025）を適用し、信頼できる結果を要求
- 認定機関の運営及び実施する評価・認定も国際基準を適用（ISO/IEC 17011に適合した認定機関）

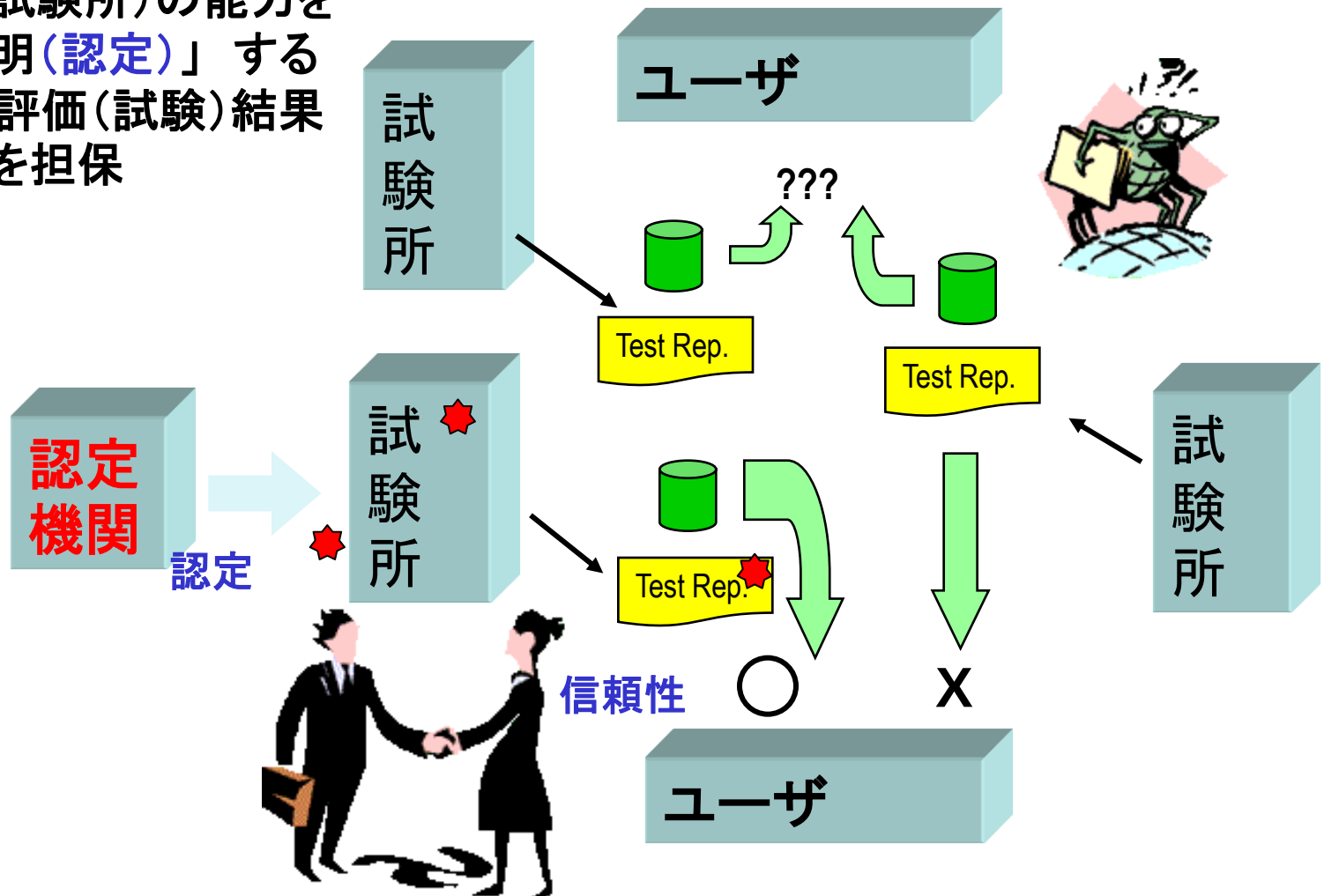


◇適合性評価結果への信頼性の付与

法律用語としては「恣意的な運用をさせない」目的で「登録」となっているが、国際規格上の用語としては「認定」に相当

試験所認定とは

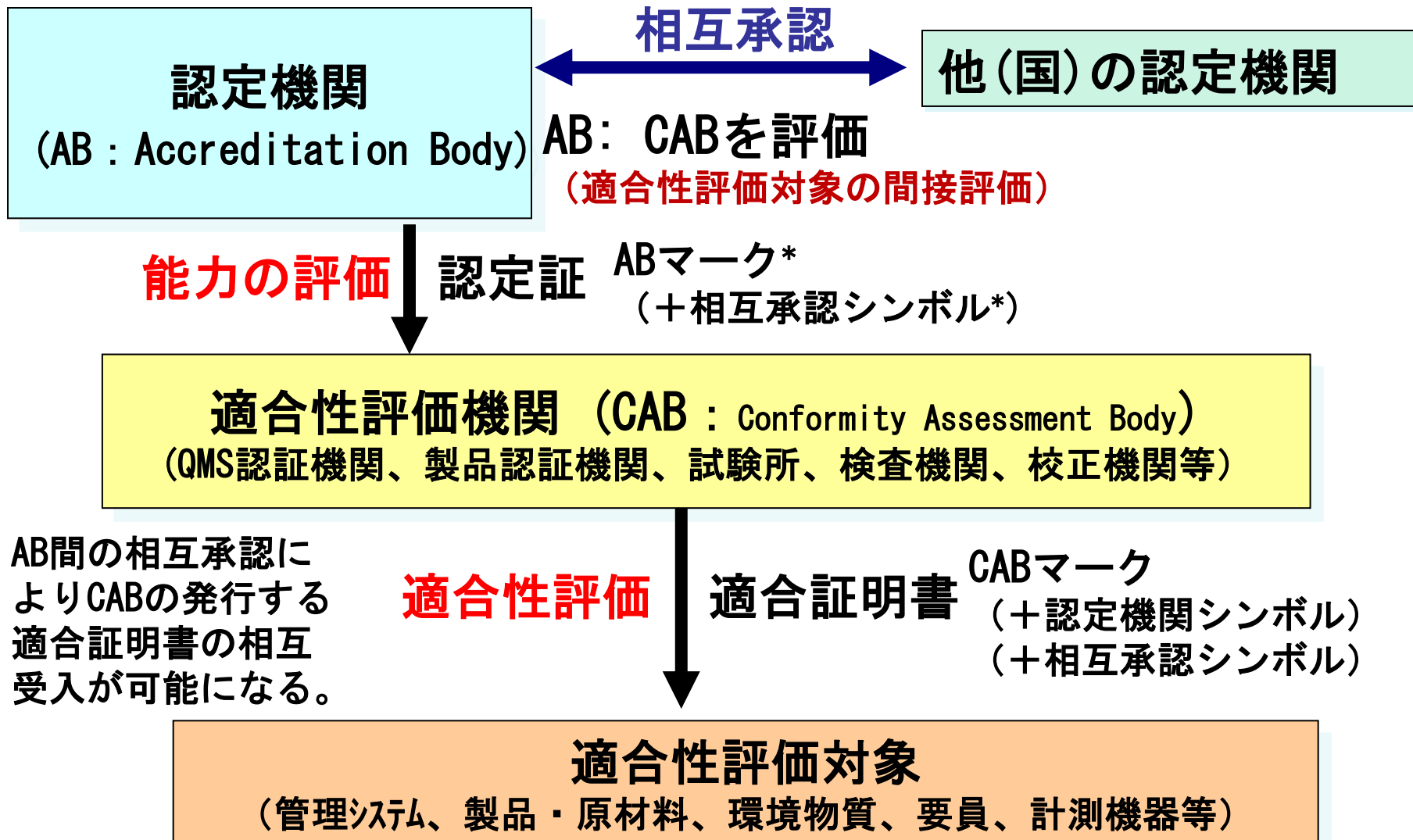
「評価者(試験所)の能力を
第三者証明(認定)」する
ことにより評価(試験)結果
の信頼性を担保



適合性評価の二段構造(次ページ参照)

- 規格等への適合性が評価される対象は工業製品、食品、環境(汚染物質)、要員、医薬品、大型建造物等、組織の運営(管理システム)、製造プロセス等様々。
- 特に産業の拡大と生活の質の向上により、近年、その評価対象が増大し、「官による」直接規制のみでは対応不可能。
- そこで適合性評価は民間活力に依存しつつ、その信頼性を担保する仕組みとして「認定制度」＝「適合性評価者(試験所・認証機関等)の適合性を評価する制度」が普及(豪州発、欧州統合に有効と認知されて普及) EU法 (Regulation) No. 765; 2008では規制法規が利用する適合性評価機関の認定取得を原則義務化(例外有り)
- 公平性の観点から、認定以外の適合性評価活動(認証・検査・試験・校正)を実施する機関と認定機関を完全分離 (ISO/IEC17011) その結果、適合性評価は「直接」適合性評価と認定の二段構造に

認定と適合性評価



AB間の相互承認によりCABの発行する適合証明書の相互受入が可能になる。

* 証明書発行者による直接証明を示す記号を「マーク」、証明書発行者の信頼性を証明する「間接証明」の記号を「シンボル」という

JNLA制度の概要

★登録(認定)の対象

JISに定める鉱工業品の試験・分析・測定方法を実施でき、その運営がISO/IEC17025に適合している試験所

2012. 11. 21現在

★登録事業所数：210

うち国際相互承認(MRA)対応認定事業所数：91
(MRA対応率 43%)

MRA対応の条件：4年毎の更新審査に加え、中間の定期検査を受審するとともに、4年に一度以上の技能試験に参加すること。

MRA認定シンボル



★標章の付記



標章（認定シンボル）

登録事業所は標章を付記した試験証明書を交付できる

ISO/IEC17025 の要求事項

4章(管理システム) と 5章(技術) で構成

- 4.1 組織
- 4.2 品質システム
- 4.3 文書管理
- 4.4 依頼、見積仕様書及び契約の内容の確認
- 4.5 試験及び校正の下請負契約
- 4.6 サービス及び供給品の購買
- 4.7 顧客へのサービス
- 4.8 苦情
- 4.9 不適合の試験・校正業務の管理
- 4.10 改善
- 4.11 是正処置
- 4.12 予防処置
- 4.13 記録の管理
- 4.14 内部監査
- 4.15 マネジメント・レビュー

- 5.1 一般
- 5.2 要員
- 5.3 施設及び環境条件
- 5.4 試験・校正方法及び方法の妥当性確認
- 5.5 設備
- 5.6 測定のトレーサビリティ
- 5.7 サンプルング
- 5.8 試験・校正品目の取扱い
- 5.9 試験・校正結果の品質の保証
- 5.10 結果の報告

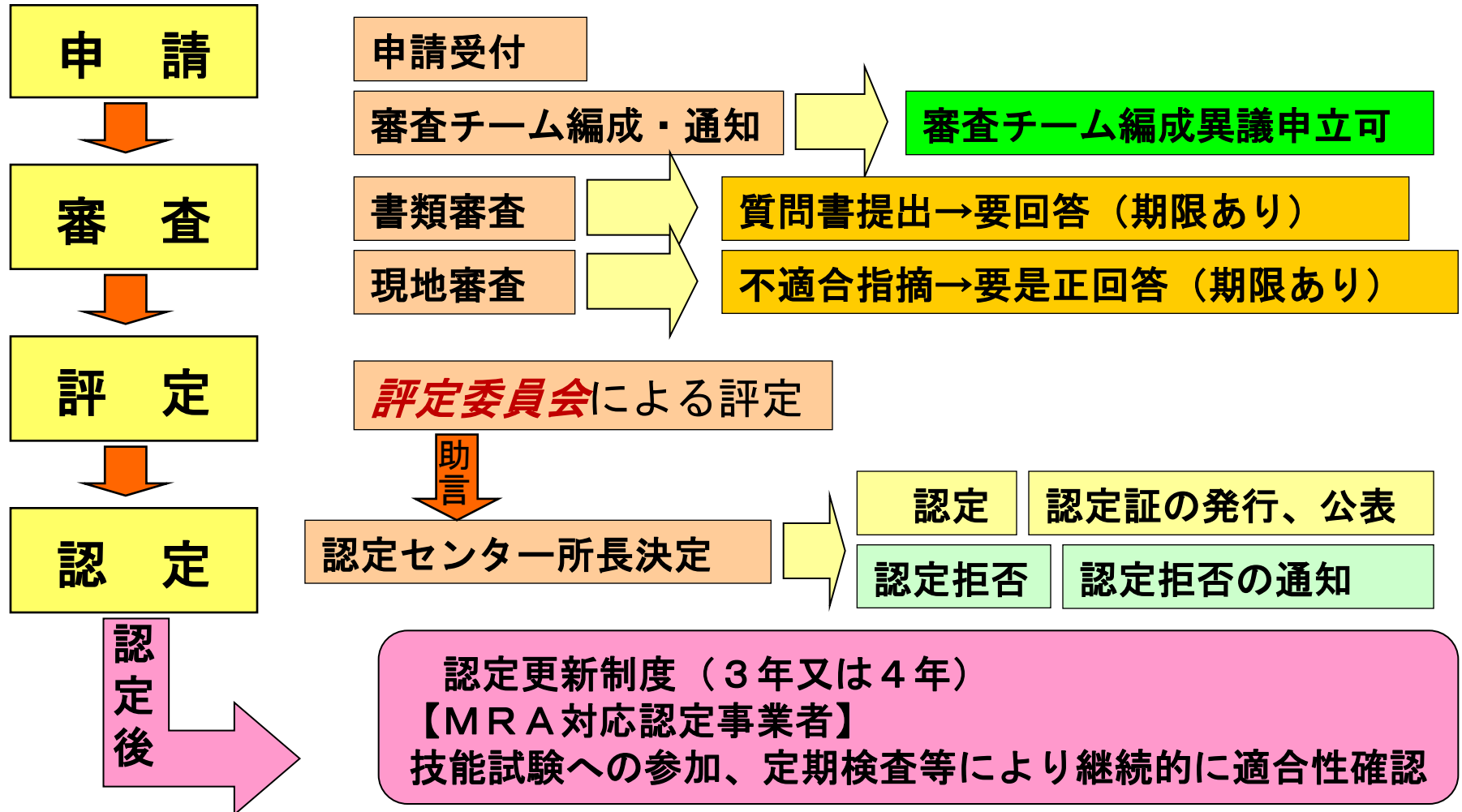
上記の青色の項目が、特に、
個々の試験に対応させて適合する必要有り。

以上の要求事項に適合し、**特定のJIS規格**の試験（今回の**LED**の場合であれば**JIS C7801**に規定された試験）を実施できる試験所が登録の対象となる。

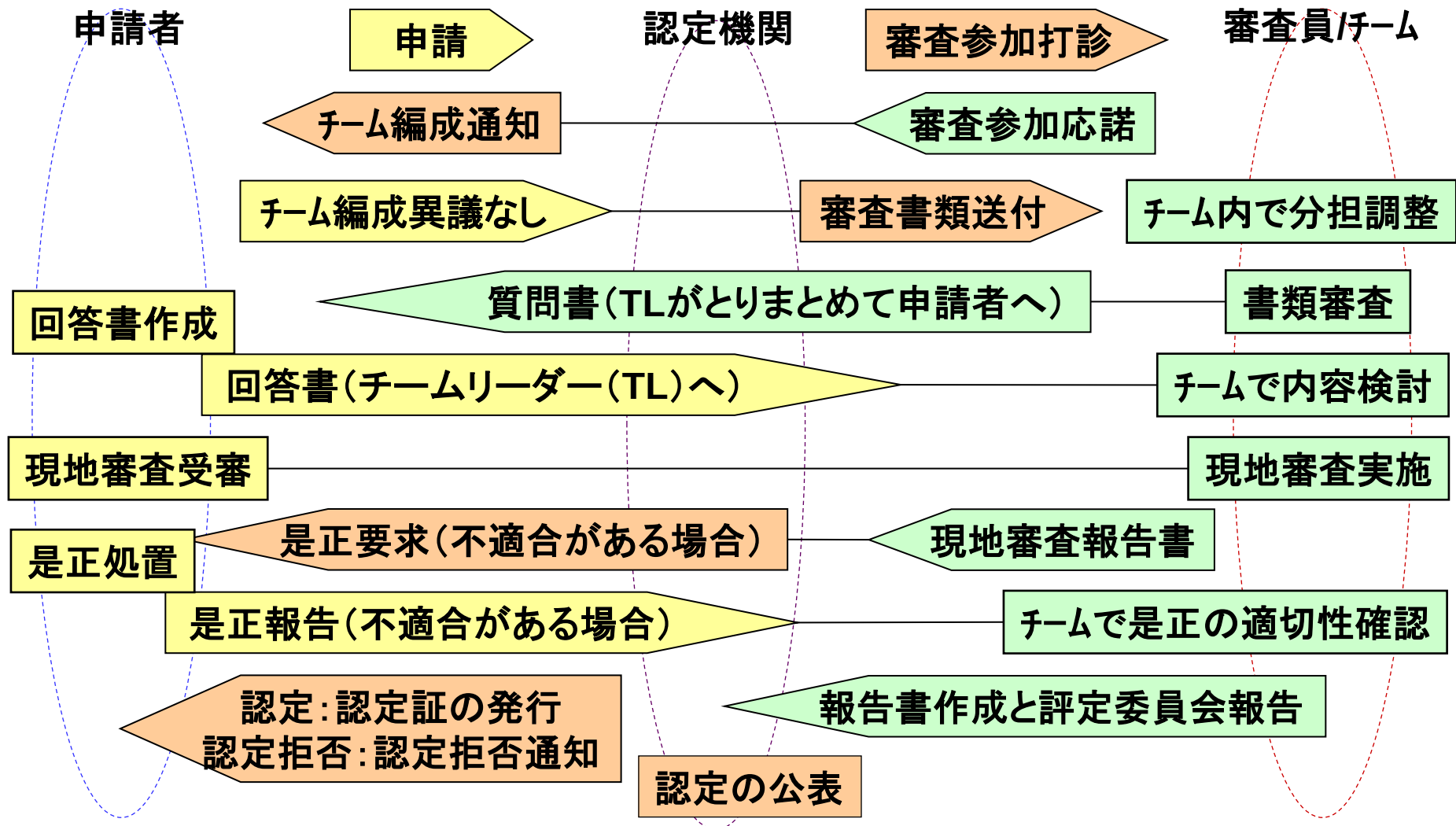
IAJapanの認定のプロセス

認定基準の審議（**技術委員会**等）

認定基準・手続き文書の公開・提供



審査プロセス概要(上から下へ)

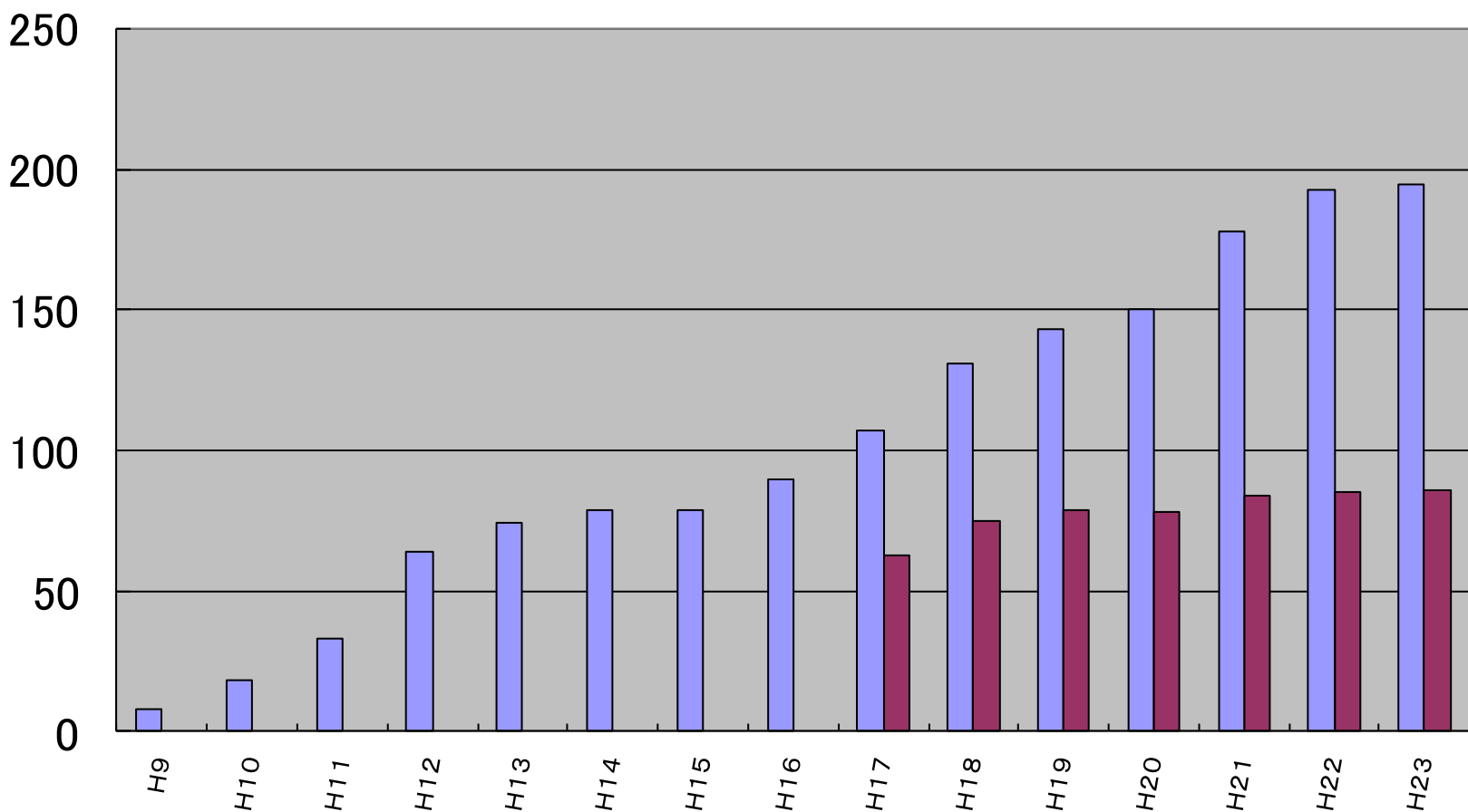


実際の審査手続きや要求事項の詳細は

<http://www.iajapan.nite.go.jp/jnla/docs/index.html>参照 10

JNLA登録事業所数推移

登録数 うちMRA



JNLA登録分野・区分

登録分野

- ① 土木・建築部門
- ② 一般機械部門
- ③ **電気部門**
- ④ 車両部門
- ⑤ 鉄鋼・非鉄金属部門
- ⑥ 化学品部門
- ⑦ 繊維部門

- ⑧ パルプ・紙・包装部門
- ⑨ 窯業部門
- ⑩ 給水・燃焼機器部門
- ⑪ 日用品部門
- ⑫ 抗菌部門
- ⑬ 医療・福祉・保安用品部門
- ⑭ 放射線関連部門

登録区分

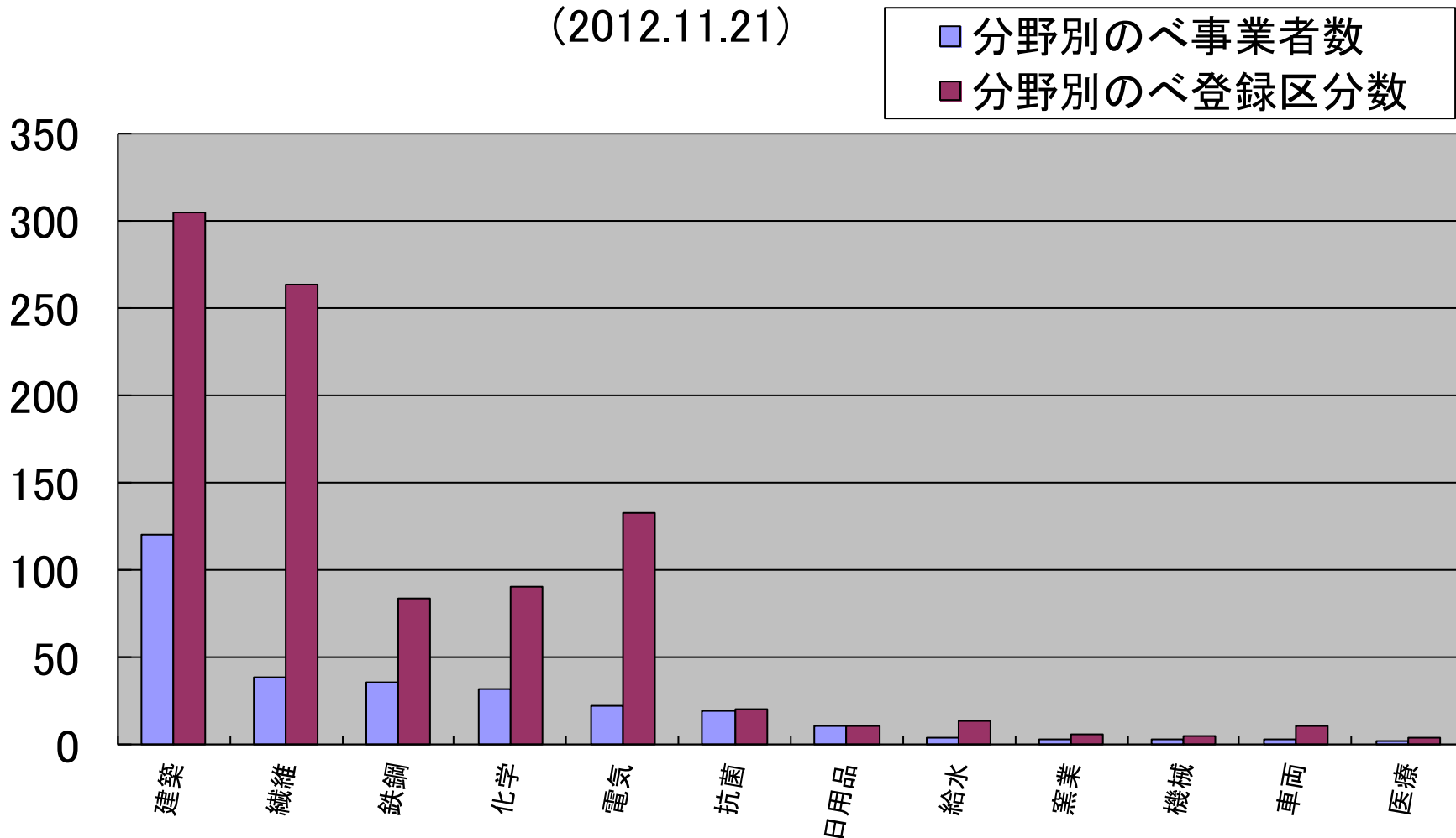
告示で定め、現在約500区分

登録区分：登録分野内で、同一、若しくは類似の技術毎に、各試験項目を括った区分で、原則として区分毎の審査を実施する。（審査員毎に、対応可能区分を特定）

<http://www.iajapan.nite.go.jp/jnla/scope/index1.html>に記載

JNLA分野別登録事業所数

(2012.11.21)



JNLA登録(認定)のメリット

◆ 直接的なアウトプット＝試験成績書の信頼性証明

- 登録された試験所は、JIS法で定められた標章を、その登録範囲の試験成績書に付記でき、更に国際MRA対応した試験所は、MRAシンボル、認定機関(IAJapan)シンボルとを対応範囲の試験成績書に併記できる。
- 試験所は登録(認定)されたことを試験所の信頼性広報の手段とでき、利用者は試験所の能力評価に利用できる。



◆ アウトカムとして

- 試験成績書により製品の規格適合性確認(JNLAでは特にJIS規格適合)その結果として、調達基準、認証の条件等で活用・・・次ページ参照
- 間接的に、登録(認定)試験所の、当該分野における(認定範囲外でも)能力証明として活用：類似の別規格試験等

JNLAの具体的な活用例

◆ 試験成績書を活用するケース

- 建材の公共調達での活用(建築基準法等の技術基準でのJIS適合要求を判断する試験として活用)
- 抗菌マーク: SEK(繊維)、SIAA(磁器等表面コート)抗菌製品マーク(業界認証)のマーク取得製品試験にJNLA登録試験所の試験を指定



- エコマーク(日本環境協会): 電球型LEDマークのランプ効率、光源色試験にJNLA試験を活用

◆ 部分利用(登録されている試験所の能力を利用)

- 繊維製品試験の試験所能力判定にJNLAを利用(西友)

その他、IAJapanについては<http://www.iajapan.nite.go.jp/iajapan/>